

広 報

なかがわ



- 平成24年度
町政執行方針、教育行政執行方針
- 後期高齢者医療制度の
保険料率が変わります

2012
H24

4

No.635

平成24年度 町政執行方針

中川町長 川口 精雄

平成24年第1回中川町議定例会の開会にあたり、町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

私は昨年4月の町長選挙において、多くの町民の皆様のご支持ご支援を賜り中川町長という重責を担わせていただき、今日まで10ヶ月の時間が経過したところであります。

この間、私は町民の皆様とのお約束として掲げた3つの元気づくりを政策として具現化するため、町内会、自治会、各種団体役員の皆様と意見交換を行うとともに、10ヶ所の町内会自治会にお伺いをし、時には、農業や林業、福祉の現場に足を運び、町民の皆様のご意見、ご要望などを、直接、住民の声として拝聴してまいりました。

その結果、私が認識している以上に多様な課題が本町に山積していることを改めて痛感した次第であります。

明確にしているところであります。

一方、農業後継者や商工会青年部との懇談では、若者たちが描く将来像・将来展望をお聞きし、本町には、まだまだ大きな可能性があることを実感し、大変心強く勇気づけられたところであります。

本町の経済情勢は少子高齢化に伴う過疎化の中にあつて、依然として厳しい状況にあることに変わりはありません。さらに、国政における政権交代による投資的事業予算の削減、北海道の財政難による補助事業の削減と補助率の見直しなどにより、あらゆる場面にその影響が広がり、明るい兆しは一向に見えておりません。さらに、政府のTPP(環太平洋経済連携協定)協議への参加が表明され、協議の行方によつては、本町の基幹産業である農業経営の根幹を揺るがす結果に結びつくことも懸念され、町議会とともに協定参加には断固反対の意思を

こうした大変厳しい状況の下ではありますが、私は「元気な高齢化社会」「元気な産業経済」「元気な人づくり」という3つの元気づくりを政策として推し進めることにより、この難局を乗り越えていく決意であります。具体的方策、施策の内容につきまして、後ほど分野別に述べさせていただきます。

次に、我が国の予算状況についてであります。昨年12月に、一般会計総額90兆3000億円の政府予算案が示されました。前年度当初比2.2%の減となり、6年ぶりに前年度を下回った内容であります。内容に目を向けますと、歳入において新規国債の発行が税収を上回り、歳入に占める割合が49%と過去最高になつております。

一方、歳出においては、2年連続で大幅に削減された公共事業関係費が、新年度においても引き続き削減の対象となつております。

地方財政対策では、歳入・

歳出規模で、前年度を0.8%下回りましたが、地方交付税、地方税、臨時財政対策債などを合わせた地方一般財源総額は、0.2%の増となり、地方交付税は出口ベースで0.5%増の17兆4500億円が確保され、5年連続の増となつております。

以上申し上げましたとおり、厳しい予算内容ではありますが、自主財源の乏しい本町にとつて若干の地方交付税増額が見込まれることに安堵しているところであります。

続いて、本町の予算概要について述べさせていただきます。

限られた財源の中、大変厳しい予算編成ではありましたが、基幹産業である農林業の振興に関わる新たな施策、経済の活性化を促すための諸施策、高齢者の福祉増進を図るべく施策、定住化促進のための施策など、それぞれ「3つの元気づくり」に繋がる施策に積極的に予算配分を行った結果、一般会計の総額は、33億2300万円となり、昨年度計上の過年度災害復旧事業予

算を除いた当初予算比で7400万円の増、6月補正後の予算比較においても、3000万円増となる増額予算となりました。

なお、経常的経費につきましては、可能な限り抑制し、財政調整にかかる基金の繰入予算額を大幅に削減した次第であります。

詳細につきましては、予算案説明時に述べさせていただきます。

さて、昨年の東日本大震災から1年が経過しようとしております。現代社会に生きる私たちが誰もが経験の無い、未曾有の大災害であり、改めて自然の猛威を思い知らされました。

また、福島原子力発電所の事故により、原子力発電の安全神話は崩壊し、我が国における科学技術の信頼も揺らぎ、政府の危機管理の甘さも露呈されました。

一方で、被災地における住民同士の助け合いや、年齢・性別を問わず復興の手助けに励むボランティアの方々の姿に、多くの国民はもとより世

界中の人々が感銘し、感動を覚え、改めて「人と人の絆」「家族の絆」そして「地域の絆」の大切さを思い知らされたところであります。

幸いにして、本町は、大きな災害に見舞われることなく、今日に至っておりますが、決して他人事として片付けることなく、防災・減災の体制を強固にするべく、新たな試みとして、町村間における災害協定の樹立に向け、近隣町村に働きかけてまいります。

近年、国政は衆参のねじれ現象などにより、常に混沌としております。

また、新たな政治勢力の台頭など、益々、不透明な状況にあります。

地方においても、今こそリーダーの役割と、その責任が問われており、私は、町民の皆様の先頭に立ち、本町の発展と活性化を目的に誠心誠意、職務に邁進する所存でありますので、町議会議員の皆様、町民の皆様の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以降、「第5次中川町総合

計画」における基本計画に沿って、本年度の主要施策について申し上げます。

【暮らしやすさを実感するまちづくり】

温かみのある暮らし

● 地域福祉

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを作り、それを継続させていくことが求められております。

そのためには、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助、公的な制度の連携によって解決していこうとする取り組みが必要であり、地域福祉の担い手は町民一人ひとりであるということをご理解していただき、社会福祉協議会をはじめ民生委員児童委員・町内会自治会・ボランティア団体など関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

● 高齢者福祉
本年度から「第5期の介護保険事業計画」がスタートします。

計画に基づき各種介護サービスとの提供や、介護予防・包括的支援などの事業を推進するとともに、安定した事業運営に努めてまいります。

また、高齢化が進むなか、認知症高齢者の数も多くなっております。対策が求められております。

その方策として、認知症高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう認知症に対する知識の普及啓発を推進するとともに、住み慣れた地域を離れずに生活できるグループホームなどの地域密着型施設の整備に向けて具体的な検討を行ってまいります。

社会福祉協議会に委託をしております「地域包括支援センター」業務につきまして、高齢者の生活実態や生活環境の変化などにより、年々多様化し、複雑化している状況であります。

そうした現状や過去の経緯も踏まえ、様々な角度から検

証をした結果、これからは行政が中心的な役割を担うことが、より効果的であると判断をし、本年度より町直営による運営とすることといたしました。

地域包括支援センターの主要たる窓口は町となりますが、社会福祉協議会とは今後も情報を共有し連携を図りながら「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける」という共通の目標に向け、協働しながら高齢者福祉の充実に努めてまいります。

また、高齢者は地域社会の貴重な財産であり、生きがい活動の場である老人クラブや自ら培ってきた経験や知識などが活用される就労センターなど、高齢者が積極的に社会参加できる環境を引き続き支援してまいります。

● 子育て支援

子どもは、地域における財産であり、安心して生み育てられる地域社会を築くため、引き続き「中川町次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子育て支援ネットワークの充実に努めてまいります。

また、妊婦の健康管理の充実と負担軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる経費の助成を継続し、妊婦が安心して出産できる環境づくりに努めてまいります。

乳幼児等医療費の助成については、継続して保護者の医療費負担の軽減を図ってまいります。

さらに、要保護児童の確実な把握に努め、早期対応を進めるとともに、子育て支援センターを中心に各関係機関などとの連携を図りながら、子どもの権利を守る取り組みを推進してまいります。

幼児センターにつきましては、施設の老朽化や狭隘などのため施設整備も視野に入れ、しっかりと地域の保育ニーズを把握し、健やかな保育ができる体制を整えてまいります。あわせて、子どもたちの健全な食習慣を確立するために、食育の大切さも啓発してまいります。

● 自立した生活

障がいのあるなしに関係なく、その人らしく自立した生活を送ることができる社会の

実現が求められております。

本町においても第3期障がい福祉計画に基づき、障がい者福祉サービスの向上や地域生活支援事業を引き続き支援をするとともに、障がい者に関わる様々な課題に対し、柔軟に対応できる支援体制の強化に努めてまいります。

また、現行の障害者自立支援法が今後廃止され、仮称ですが「障害者総合福祉法」が平成25年8月までに制定される予定であり、制度移行に際し、サービスの利用に支障が生じないよう、準備を執り進めてまいります。

快適な暮らし

● 住環境

民間賃貸住宅建設等支援事業につきましては、昨年度、単身者用1棟8戸、世帯者用2棟8戸が建設され、本年度も引き続き支援してまいります。

公営住宅につきましては、入居者の修繕要望に迅速な対応を行い、さらには、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る上で計画的に適正

な改善に努めてまいります。

本年度新たに平成26年度末までを事業期間として、住宅新築や持家のリフォームをしようとする個人に対し、経費の一部を助成し、生活環境の向上と定住化への促進を図ってまいります。

● 簡易水道

より安全で安心なおいしい水を供給する上で、前処理ろ過施設の増築及び計装機器を更新し、適正な維持管理に努めてまいります。

● 下水道

平成22年度から機能強化事業により、中川地区の真空管路及び真空弁の更新を整備してまいりました。事業完了の本年度は、計装機器及び真空弁警報システムを改修することにより、施設の安定的な維持管理の強化が図られます。

また、下水道普及率の向上を目的に合併処理浄化槽整備事業を継続し、さらには農業集落排水普及地域の屋外排水設備の助成制度を導入してまいります。従って、衛生的で快適な生活環境を推進し、地球環境の保全、河川の汚染防

止等に努めてまいります。

安心できる暮らし

● 保健・医療

健康で過ごすことは誰もが願うことであり、元気で過ごすためには、病気があっても上手にコントロールしていくことが大切であります。

そのためには、自らの健康状態を積極的に知り、健康管理に心がけることが重要であると考えております。

健康づくりは若い年代からの積み重ねが重要であり、本町では20歳から健診が受診できる環境を整えておりますので、若い年代の受診を一層推進することで、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療につながるよう努めてまいります。

また、特定健診・各種がん検診の受診率を高め、健診事後の保健指導を個別に行い、住民一人ひとりの健康管理の推進を支援してまいります。

本年度からは、40歳と60歳の節目年齢になる方を対象に、胃がん・肺がん・大腸がんの検診を500円で受けられる

「ワンコイン検診」を実施し、疾病の早期発見に努めてまいります。

健康づくりには適度な運動も大切となります。

昨年度選定した、ウォーキングコースを活用して、ウォーキング及びノルディックウォーキングを引き続き推進するとともに、ウォーキングマップを全世帯に配布し、普及拡大を図ってまいります。

食育につきましては、生活習慣が多種多様化する現代では、偏った栄養摂取や高い肥満割合、生活習慣病の増加や若い女性の痩身など、子どもたちはもちろん成人においても健康を取り巻く「食」の問題は深刻であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、安心・安全な「食」を選択する力を習得することが重要であると考えております。

そのためには、保育・教育・保健・福祉・生産関係者を含めた連携強化が必要であり、本年度も「第2期中川町食育推進計画」を着実に推進し、「生涯にわたって健康で豊かな生活実現のための食育」を

目指してまいります。

感染症予防につきましては、必要な予防接種についての情報提供を図るとともに接種しやすい環境を整え、インフルエンザ流行の状況や予防に必要な情報を迅速に提供するよう努めてまいります。

高齢者人口は横ばいではあります。年々高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加している状況であります。保健・医療・福祉などの情報を共有し、健康状態や生活状況の把握を行うことで、予防対策に努めてまいります。

● 中川町立診療所、中川町立歯科診療所

両診療所につきましては、指定管理者として運営を委ね、8年目を迎えようとしております。

町立診療所につきましては、医師2名体制で診療を行っておりましたが、昨年の9月に医師が退職をし、1名体制での診療が現在も続いております。

指定管理者として受託されている「医療法人社団 樺会」の理事長からも、2名体制は

堅持したいとの意向も確認を
しているところであり、町と
してもできるだけ早くに医師
が確保され、2名体制での診
療が可能になるよう、最大限
の支援や協力をする方針であ
ります。

また、歯科診療所につきま
しては、一昨年の新築時に伴
い、「無痛治療を可能とする
レーザー装置」の購入により、
治療内容が充実されておりま
すので、引き続き連携をしな
がら支援をまいります。

本年度からは医療制度改革
による診療報酬の改定や人口
減に伴う受診者数の減少など、
厳しい経営状況が懸念されま
すが、「樫会」「五島会」に対
しまして引き続き支援を行い、
町民が安心して医療を受けら
れるように努めてまいります。

●国民健康保険事業

国民健康保険事業につきま
しては、全ての被保険者に保
険が適用され、安心・安全な
医療が提供されなければなら
ません。

町は保険者として、制度の
円滑な運用を促進するととも
に、被保険者に対し特定健康

診査の実施や各種健診の受診
を促し、疾病の予防と医療費
の抑制に努めてまいります。

また、昨年8月から実施し
ております、中学生までの医
療費の助成につきましても、
安心して暮らせるまちづくり
のため、引き続き実施し、今
後の無料化拡大に向けた課題
の検討をまいります。

●後期高齢者医療

後期高齢者医療制度につき
ましても、今後の国における
高齢者医療の動向が不確定な
部分もありますが、北海道後
期高齢者医療広域連合と連携
し、町民の窓口として医療保
険制度の円滑な運用と被保険
者の利便性の向上に努めてま
いります。

●消防、救急

現在の消防庁舎は、昭和48
年に建設され地域防災の拠点
施設として使用してきており
ます。

しかし、経年劣化による老
朽化が顕著かつ耐震性が不十
分な施設であるため、災害発
生時において防災機能が停滞
することも想定されることか
ら、平成25年度庁舎改築に向

けた地質調査費及び実施設計
費を計上させていただきますし
た。

あわせて、消防救急無線デ
ジタル化への移行が平成28年
5月31日までに義務付けられ
ており、上川北部消防事務組
合において平成26年度着手に
向けた伝搬調査及び基本設計
を実施することとなっております。

次に常備消防の広域化であ
りますが、国が示す消防の広
域化に関する基本指針に基づ
き平成20年3月に北海道消防
広域化推進計画が策定され上
川北部消防事務組合と士別地
方消防事務組合が対象とされ
ました。

しかし、広域化に伴い複雑
な組織体制が想定されること
から、当面は広域化を行わず
現体制で消防行政を推進して
まいりますのでご理解願いま
す。

火災予防について申し上げます。
完全義務化となりました住

宅用火災警報器の設置状況は、
昨年10月全戸を対象に防火診
断を実施した結果、設置率は

87%となり対前年比12%の増
となっております。今後にお
いても全戸設置を目指し予防
啓発に取り組んでまいります。
救急業務について申し上げます。

現在、救急救命士が3名配
置されており日々救急業務の
中心として活躍しているところ
であります。救命士は医療
行為が伴いますので今以上に
教育訓練を重視し資質向上に
努めてまいります。

また、各事業所で救急救命
講習会を開催し、救命処置を
一人でも多くの人ができるよ
う普及活動に努めてまいりま
す。

消防団について申し上げます。
災害発生時には、消防団員
の活動が不可欠であります。

現在、団員数は定数を下回
っておりますが、災害時には
いち早く駆けつけていただき、
人的不足を感じさせない迅速
な現場対応がなされておりま
す。

この場をお借りし、深くお
礼を申し上げます。
今後、定年などによりさ

らなる団員不足が想定されま
すが、PR活動及び事業所と
の連携を図り、団員の確保に
努めてまいります。

さらに、女性消防団の組織
化に向けて関係者と協議を進
めてまいります。

●地域防災体制

山地と森林に囲まれ、天塩
川をはじめ数多くの中小河川
を持ち、集落が点在する本町
においては、台風や洪水、雪
崩や吹雪などの自然災害に対
して、日ごろからの予防と、
災害発生時に適切に対応でき
る防災体制の充実が求められ
ております。

そのために、行政の危機管
理意識の徹底、情報伝達体制
の強化、町内を中心とした各
種団体との被災時応急対策の
協定及び他の自治体との被災
時支援協定の取り組みを進め
てまいります。

とりわけ、被災時の減災と
復旧のための町内外事業者と
の協定、並びに近隣自治体間
における支援協定につきまし
ては、年度当初を目指し、早
急に実施したいと考えており
ます。

また、災害危険箇所の監視体制と維持管理を一層強化するとともに、国及び道に対しても、砂防、治水、治山事業の推進を要望し、必要な災害防止対策に努めてまいります。

また、交通事故や犯罪に巻き込まれた被害者などが支援を求めた場合に備え、関係団体との支援体制をより一層強化してまいります。

● **交通安全・防犯対策**
本町の防災計画につきましては修正後6年を経過し、昨年の東日本大震災にみられすように、近年の災害は想定以上の事象が発生している実態にあります。このことから、災害防止対策や避難訓練などにつきましては、町内会自治会の皆様と十分に連携協議し、効果的に実施させていただきたいと考えております。

● **交通安全・防犯対策**
悲惨な交通事故を防ぐために、本町では中川町地域安全推進協議会、交通安全指導員会や企業などと連携を図り、幼児から高齢者までを対象に年間を通じ、交通安全の啓発に努めてまいります。

● **犯罪の防止**には「住民の安全は住民自らが守る」との考えから、地域住民、関係団体などと連携し町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。

【豊かさを育むおじを実感す
るまちづくり】

基盤の強化

● 計画的な土地利用

町民の皆様の生活及び生産活動の共通基盤となる土地利用につきましても、豊かな生活や産業の発展に直結する大切な視点であります。

人と自然、まちと自然が調和する安全、安心、健康、快適で魅力的なまちづくりをすすめるため、庁舎内部に設置しております「土地利用計画の素案検討グループ」の議論を踏まえ、適宜、議会あるいは各種懇談会などで公共施設機能の配置及び分担、土地の有効な利活用について議論を深め、適正な利用と処分を取り進めてまいります。

● 道路交通網

道路は、生活や営農、防災や救急医療など安全・安心な暮らしに必要で重要な社会資本であります。引き続き、国府18線本線、誉32線本線の改良・舗装を推し進めてまいります。

また、農作業機械の大型化に伴い国府高村線、新設路線の中央1区12号線を低コスト工法により単年度完了で整備してまいります。

● **冬期の除雪対策**につきましては、特に商店街の環境整備・交通安全対策・防災、さらには地域住民の購買力を高める上で、除排雪作業の強化が求められてきました。そこで昨シーズンより、町道1丁目線（野瀬理容院）前交差点から町道東西線（中川町立歯科診療所）前交差点の道々佐久間寒別線L1450メートル、天塩中川駅前道道々天塩中川停車場線L177メートル区間の路側帯を町単独で予算を計上し、排雪作業を実施してまいりました。

従いまして、今後も道々を管理する北海道と連携を図りながら、地域住民の安全で安心な冬期の生活道路を確保してまいります。

● 情報通信基盤

携帯電話、テレビをはじめインターネットの普及は、地域からの情報発信や受信、さらには行政と住民双方向の伝

達機能を高め、住民生活の向上と産業などの振興に重要な役割を果たしております。本町におきましても、昨年度から供用開始されたICT交付金事業による情報基盤設備（光ケーブル）により、都市と地方との情報格差の是正が一定程度解消されたところですが、一部の地域においては携帯電話が使用できないといったエリアもあることから、携帯電話事業者とエリア拡大による格差解消の協議を継続し、要望してまいります。

また、IP告知端末機「おしらせ君」につきましては、住民の皆様が「楽しい」「便利」だと感じられるような、生活に密着した身近な情報を発信し、町内各種団体においても活用できるよう検討の上、視聴率及び使用率の向上を目指してまいります。

産業の振興

● **本町の基幹産業**である農林業の振興を軸に、本年度においても積極的に執行してまいります。

● **農林業の振興**は、地域経済

発展の基盤をなすものであり、農林業の持続的発展を支える取り組みをしっかりと確立することが必要であります。

我が国の農業政策は、昨年度より「農業者戸別所得補償制度」が導入されるなど、大きな転換期を迎えております。今後も情勢変化に対応し、関係機関とその動向や内容を把握するとともに国・道に対して機会あるごとに「農業に希望が持てる」政策を強く求めてまいります。

また、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源の涵養はもとより、生物多様性への貢献などとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用の拡大に対する期待が増大しております。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷しており、持続可能な森林・林業の確立に向けた森林・林業・木材産業の活性化と再生を図るため各関係機関に働きかけを行ってまいります。

このような状況下において、本年3月中に策定される新たな「第7次中川町農業振興計画」及び「中川町森林整備計画」の意義は、極めて大きくその着実な進捗を図ってまいります。

●畜産振興

酪農経営を取り巻く生産環境は、飼料や資材などの生産費にかかるコストが高騰し、依然として厳しい状況下にあります。経営の安定を確立するための新たなシステムづくりとして関係機関との協力により生産支援体制の改善を進めるべく、本年度「中川町農業振興センター」を設置し、公共牧場の機能充実を図りながら、将来を見据えた事業を展開してまいります。

また、昨年度より実施しております「中川町農村地域除雪事業」は、冬期間における酪農畜産経営の経費節減並びに労働力低減を図り、安定的な輸送を確保するため、本年度においても継続実施してまいります。

農業基盤の整備では、畜産担い手総合整備事業（再編整

備型事業）をはじめ、ライムケーキ投入による「草地土壤改良促進事業」を継続し、排水整備を促進するための「小規模排水整備支援事業」などを実施してまいります。

さらに、国の平成23年度第4次補正で実施されます「農業体質強化基盤整備事業」につきましても、実施主体でありますJA北はるかを通じ実施業者の負担軽減を図り、良質粗飼料の確保と飼料自給率の向上を目指した酪農経営を支援し、畜産経営の安定化に取り組んでまいります。

肉用牛経営につきましても、関係機関と連携し、黒毛和牛の育成技術の向上や防疫などの徹底を支援してまいります。

●畑作・野菜振興

国の「食料・農業・農村基本計画」及び「第4期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえて策定される第7次中川町農業振興計画を基に畑作振興事業を進めてまいります。

近年は「安全・安心で品質の高い農産物の安定生産や環境との調和を重視した農業」が求められております。どん

なに厳しい状況にあっても地域の安定的な農業生産が可能となるよう、土づくり対策として「中川町元気な土づくり推進事業」を継続し、本町の主力作物であるかぼちやの安心した出荷を行うため「中川町かぼちや残留農薬へプタクロル自主検査支援事業」を継続してまいります。

さらに、担い手や労働力の不足に対応するため、「中川町農業振興センター」が核となり、地域の農業者が一体となって、新たな畑作農業の推進や多品目農産物生産への取り組みに関わる情報の共有が図れる体制づくりを進めてまいります。

本年度の新たな支援策として、環境に配慮したクリーン農業を推進するため「分解性マルチ」の購入費助成を実施するとともに、農地の有効活用を目的として農業生産法人が取り組んでおります「ヨモギ」の作付けや「薄荷栽培」などについても支援策を検討してまいります。

また、毎年増え続けておりますエゾシカによる被害対策

として、エゾシカ等有害鳥獣駆除対策を引き続き推進し、農作物被害防止対策をさらに強化してまいります。

●農業担い手対策

農業者の高齢化、後継者不足の問題は、地域農業の振興を図る上では最も重要な課題となっております。

新規就農者誘致事業につきましては、中川町新規就農者誘致促進対策協議会を核として、引き続き受け入れ体制の強化を図るとともに、JA北はるかとの連携により新規就農者のフォローアップ体制の強化に努めてまいります。

また、本年度新たに「中川町後継者育成支援推進協議会」を設置し、関係機関と一体となり異業種交流や各種支援事業、研修事業への取り組みを進め、農業後継者花嫁対策を推進してまいります。

あわせて、北海道就農計画認定制度を引き続き活用し、財団法人北海道農業開発公社（担い手支援部）、北海道農業担い手育成センターとの連携により「中川町農村体験実習受入事業」を継続的に実施し、

担い手対策の支援を推進してまいります。

さらに、「中川町農業振興センター」が担い手育成の役割を担えるよう、町内外からの就農希望者などの受け入れに努め、新規就農者対策が推進できるような事業展開してまいります。

●林業振興

環境への関心が世界的に高まるなか、化石燃料に依存しない社会、人間が利用する資源を循環的に生産し、人がそこで生業を成立させられる地域社会の構築は時代の要請であります。

森林に恵まれた本町には、森林・林業によつて持続的な産業構造を核に据え、森林を管理・整備し、地域が持続的に収益を上げ続ける経済構造を創出する大きな可能性がります。

本町は、総面積の85%を森林が占める森林の町です。5万1489ヘクタールの森林面積を有し、その蓄積は約500万立方メートルに達しています。年間の成長量はおよそ3万4千立方メートルで、

資源の多くは利用年齢に差し掛かっていますが、本町においては林業により生計を立てている方が就業人口全体の1割未満に過ぎず、数多くの課題を抱えており、「中川町森林整備計画」の策定作業の中で、中川町の森林・林業振興の4つの課題（未発達な路網、管理不足の森林、林業構造の近代化の遅れ、貧弱な木材産業（川下・川中産業）が明らかになったところ）です。

それぞれの課題の説明については省略いたしますが、これらの課題を具体的に解決するため、国の「森林整備加速化・林業再生事業」を活用し、路網整備と一体的に実施する除間伐事業や森林作業道開設事業を展開してまいります。

また、本年度新たに取り組む地域環境資源のための森林整備事業がありますが、本町の町有林面積が2032ヘクタールと全町森林面積の4%弱であり、森林・林業の振興発展のためには、60%強の面積を有する国有林との連携が必要不可欠であります。

国有林において、町民が

「森林に親しみ、森林の恵みに授かる」森林整備・管理方法について協議を進めるため、いくつかのエリアを選定し、森林造成調査を実施してまいります。

さらに、北海道のあるべき針広混交林の森林づくりを進めるため、経済性を考慮しつつ地元遺伝資源を有効に活用する「自種苗木生産事業」を本事業の担い手として可能性があるNPO団体の協力をいただき推進してまいります。

●商工業の振興

国の経済低迷が続くなか、本町経済は景気の回復兆候が見られず、商工業は依然として非常に厳しい状況にあり、商工業の中心組織であります商工会の活動に対して引き続き支援してまいります。

本年度につきましては、商工会のさらなる社会貢献に向けた地域振興への調査・研究事業を支援し、本町の高齢化社会に対応した地域貢献事業などの推進、ひいては経済効果に繋がる地域振興策への提案を期待し、支援してまいります。

また、中小企業融資制度利子補給事業につきましては、経営基盤の安定化に資するため、中小企業融資制度を拡充し、中小企業者の円滑な資金調達のための支援事業を実施してまいりますとともに、引き続き企業振興促進事業につきましても本町の産業振興と雇用機会の拡大を促すべく支援してまいります。

いずれにいたしましても、本町における経済の要は商工会組織であり、経済振興に向けて、今後も一層の連携を図ってまいります。

世田谷区との交流事業であります。ご承知のとおり80万人を有する大都市であり、経済交流による新たな可能性は大きなものがあると考えております。本年度は、区民まつりへの参加を継続するとともに、より一層、目的を明確化し地域間におけるパートナーとして、交流事業への取り組みを推進してまいります。

また、下高井戸商店街との交流につきましても引き続き商工会を中心とした相互交流をより深めていただくための

支援を継続してまいります。

さらに、国が推進しております農林漁業の6次産業化であります。本町においても、地域の創意と主体性が十分に発揮されるような農商工連携の推進が重要であり、農業者と商工業者との情報共有を進めていくとともに、本年度、新たに地域産業における事業を開始する方に対し、新たな支援策を行ってまいります。

●観光の振興

観光振興についてでありませんが、私自身、地域の魅力や観光の本質は「住民の地域に対する愛着と誇りにある」と、考えております。

そのひとつとして「天塩川」があります。本町は天塩川とともに発展し、天塩川とともに生き、「天塩川」を切り離して本町を語ることはできないものと考えております。

そこで、「天塩川」をキーワードとした新たな事業を展開するとともに、これまでの各種イベントについても多くの方が「参加してみたい」「行ってみたい」と思える魅力あるイベントの構築を目指して、

中川町観光協会と連携を密に
してまいります。

また、本年度、新たな観光
振興を図るため、観光協会が
実施する振興調査事業に対し
支援してまいります。

さらに、これまで取り組ん
でまいりました「むらおこし
事業」でのデータを有効に活
用し、本町への移住・定住を
目指している方々に対する情
報の発信及び移住体験などの
支援を積極的に取り組んでま
いります。

特産品開発についてであり
ますが、本町のハスカップを
使用した商品は各企業が販売
しており、特産品であるハス
カップワインの売上が量販店
による低価格競争などにより
低迷している状況下にあります
。本年度は、町民の皆様にも
再度、ハスカップワインへの
認識を高めていただく方策と
して特産品普及促進事業を展
開してまいります。

ポンピラアクアリズینگ、
加工センター、道の駅の3施
設は、本町における観光振興
の核となる施設であります。
しかしながら、各施設とも

に依然として厳しい経営状況
にあることは否めない事実で
あります。したがって、より
効率的な運営が図れるよう各
指定管理者と定期的に協議を
行つてまいります。

また、各施設ともに経年劣
化による老朽化が著しくなっ
てきており、例年、小破修繕
をしておりますが早期に改修
営繕計画を立て、緊急性の高
い順に改修を進めてまいりま
す。

特に、ポンピラアクアリズ
ینگにつきましては、建築
後20年が経過しており、大規
模な建物の改修、設備の修繕
周辺環境整備の必要性があり
ます。本年度につきましては、
老朽化が著しく緊急性の高い
設備について一部改修を行つ
てまいります。建物、設備
全体の抜本的改修について検
討してまいります。

産業開発の促進

働きやすい環境

道内経済は一部持ち直しの
動きはあるものの、東日本大
震災の影響もあり雇用情勢は
依然として厳しい状況下にあ

りますが、就業環境整備と人
材確保に取り組もうとする事
業者に対して、各種支援事業
を推進してまいります。

また、勤労者福祉対策とい
たしまして、勤労者福祉資金
融資制度を継続し、勤労者の
居住・生活両面の支援に努め
てまいります。

「自然を愛する
まちづくり」

自然に優しいまちづくり

ゴミ処理、リサイクル

本町のゴミ処理及び下水道
汚泥処理につきましては、町
民のご理解とご協力の下、西
天北五町衛生施設組合におい
て資源の循環・環境負荷の低
減を図り適切に処理を行つて
おります。

今後とも、西天北五町衛生
施設組合及び関係自治体との
連携を密にし、ゴミの減量化
リサイクルの推進、ゴミの不
法投棄などの防止を図り、町
内会・自治会と連携し、環境
美化意識の向上に努めてま
います。

「中川らしい楽しみを実感す
るまちづくり」

ふるさと中川には、すばら
しいロマンがあります。

地域の文化は、身近な地域
資源に気づき評価を受けるこ
とが地域の誇りと自信になり
ます。

地域資源の掘り起こしと学
術文化の情報発信の拠りどこ
ろとしてのエコミュージアム
センターは、開館して10年の
節目の年となりました。地域
資源の蓄積には、白亜紀の化
石、民俗資料、歴史、産業史
など多数となっておりますが、
短歌の巨匠斎藤茂吉が訪れた
志文内や天塩川流域を探索し
た松浦武四郎、昨年のオフィ
チャシの基本調査からも益々、
未知なる浪漫にあふれる町と
強く感じております。

まちづくりの本質は、元氣
な人づくりにあります。
私は、エコミュージアム構
想の展開を加速させ、地域活
力を生み出す人材を求め、地
域づくりに力を注いでまいり
たいと考えております。
また、町民の生涯学習活動

の拠点となる施設のあり方についても検討を始めなければならぬと考えているところであります。

なお、教育行政執行に関する方針につきましては、教育委員会から申し上げます。

「誇らかな町を実感するまち」

協働のまちづくり

町民の皆様と行政がまちづくりの課題や問題意識を共有し、それぞれの役割と責任のもと対等な関係に立つて協力していくことが、まちづくりの大切な視点であり、それぞれの考え方や疑問などは、一方通行ではなく双方向に伝達されていることが必要条件であります。

そのために、世代や業種を問わず多種多様な地域の交流会や連携活動に対して支援を行ってまいります。さらに、課題や問題の共通認識のために、「町長への手紙」の継続紙面や電子媒体を組み合わせながら情報提供の充実を図るとともに、目的を明確にした各種懇談会、説明会などを積極的に開催してまいります。

本町は平成25年に開村110年、平成26年に町制施行50年を迎えます。

これを機に、平成27年度の発刊を目標としまして中川町

史第2巻の執筆を本年度より進めてまいります。

中川町史第2巻は、町の発展と将来の郷土づくりに資するため、昭和50年発刊の中川町史と継続性を保ちながら、それ以降の歴史的経過を記録保存し、事実の集積を編纂することにより、歴史としての史料を後世に継承すべく資料収集と町史執筆に取り組んでまいります。

● なかがわファンづくり

本町のすばらしさは、エコミュージアム構想に掲げる「地域まるごと博物館」に集約されており、構想策定から約10年、様々な取り組みを実施してまいりました。

今後におきましても、天塩川、森林、化石などの特色ある自然遺産に着目し、これらに学び、遊び、そして町外に発信していくことが「なかがわファン」の拡大につながっていくものと確信しております。

そのために、行政内部はもとより「きたいっしょ推進協議会」などと広域的に連携し、道内外へのPR活動や定住移

住希望者への受け入れ支援、さらには相互の地域間交流の促進に努めてまいります。

また、旭川・札幌・東京中川会との連携交流を一層深め、中川をふるさととする皆様、「町に対してどのような思いを持ち、どのようなことをしたいと感じているのか」を十分に理解し、より発展的な協議をさせていただくとともに、ふるさとなかがわ会の会員拡大を目指してまいります。

実感を支える行財政

近隣自治体におきましても平成の合併論議が一定の終息を迎えておりますが、本町のおかれている状況として、少子高齢化による生産年齢人口の減少や国が算定基準を定める交付金、交付税額は予断を許さず、町が抱える財政的な課題に変わりはありません。

このことから、地域の課題に迅速に対応できる簡素で効率的な行財政運営に尚一層努めていかなければならないものと考えており、本年度から

は町民の皆様のご理解とご協力をいただき、単年度収支だけでなく、長期的な視点に立ち、町が保有している各資産を有効に活用しながら、「目的とする効果を達成するために最小の経費で実施する」ことを念頭に各施策を立案してまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、行財政改革はそれ自体が目的ではありません。過去を振り返り、行政組織として内省することを忘れてはなりません。未来を考える建設的で明るい役場組織、町民一人ひとりの目線を忘れることなく施策立案する役場組織を目指す時に、必ずしも削減や効率化だけではない本来の行財政改革への取り組みが実践されていくものと考えております。

そのためには、議会議員各位、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、単年度収支だけでなく、長期的な視点に立ち、町が保有している各資産を有効に活用しながら、「目的とする効果を達成するために最小の経費で実施する」ことを念頭に各施策を立案してまいりたいと考えております。

また、行政の様々な機能を相互に補完し、その目的を効果的に達成するため、

暮らしの機能を確保するため
の定住自立圏形成協定及び天
塩川流域圏構想による地域の
総合的な振興など、広域的な
取り組みについてもさらに強
化してまいります。

以上、平成24年度町政執行
方針といたします。

町議会議員各位並びに町民
の皆様には重ねてご理解とご
協力を賜りますようお願い申
し上げます。

平成24年度 教育行政執行方針

中川町教育委員会教育長 山内 茂

平成24年第1回中川町議定例会にあたり、中川町教育委員会教育行政執行方針を申し上げます。

近年、我が国の急激な人口減少、少子・高齢化に加え、グローバル化、産業構造の変化、景気の低迷などは、地方教育行政においても変化の激しい環境となっております。

また、高度情報化社会となり、人と人との対話や家族の対話も希薄化し、家庭の教育力が低下し、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響が出ているとの指摘があります。

そうした不透明な環境の中、特色ある地方教育行政を積極的に展開することが求められており、時代の変化を乗り越え困難に立ち向かい解決する力の育成や、新しい時代を切り拓く先見性、創造性、チャレンジ精神に富む優秀な人材の育成が、私たちに課せられた課題であると思えます。

次世代を担う人材である子どもたちを育てるには、地域全体で子どもたちを見守り育てることが重要であり、学校・家庭・地域が連携する取り組みを進め、地域の教育力の向上に努めてまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

1 「生きる力」の育成

子どもたちが変化の激しい社会において自立していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けそれらを活用できる力、すなわち「生きる力」を備えることが重要であります。

児童・生徒一人ひとりに「生きる力」を育むためには、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい身体」を身に付けさせなければなりません。

「確かな学力」の育成については、それぞれの小・中学校では児童生徒の学力分析を基にした学習指導を進め、教師は児童生徒に対して、わかる授業の実践に努めてまいります。

また、保護者には、子どもに日々の家庭学習の習慣を身に付けることにご協力をいただき、確かな学力の向上に努めてまいります。

「豊かな心」の育成については、学校教育はもとより、ふるさと学習を通して、地域

の文化や自然とふれあう体験活動や、ボランティア活動の中から、自らを律する心、思いやりの心、感動する心、何事にもあきらめず頑張る心など、発達段階に応じた道徳教育を推進し、より豊かな心の育成に努めてまいります。

「たくましい身体」の育成については、学校と家庭が連携し、成長期の子どものとって不可欠な、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという基本的な生活習慣を身に付けることが大切であります。

現在、核家族化と夫婦共働きの時代に入り、家庭における食事や睡眠の乱れが子どもの問題として現れてきていると言われており、本町の子どもの状況把握に努め、また、健全な食生活を図るため、食品に関する基礎的な知識や食べ物をお大切に作る心など、食育を推進し、正しい知識と能力の育成を目指した食育の教育を進めてまいりたいと考えております。

2 個に応じた教育活動の推進

子ども一人ひとりを大切に育てるためには、家庭の理解と地域の支援をもとに教育活動を進めなければならないと考えます。

学校においては、教育課程に各々の発達段階に応じた生き方指導を位置づけ、道徳教育、特別活動、総合的な学習、キャリア教育を通して、引き続き指導してまいります。また、特別支援教育については、校内全体の支援体制を確立し、子どものよさの伸長につながるよう、指導の充実を図ってまいります。

また、昨年度からの中学生を対象とした学習支援「なかがわ塾」については、民間ボランティア講師の支援をいただきながら、内容の充実を図ってまいります。

3 地域とともに歩む学校づくり

社会が複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している中で、子育ての基

盤となる家庭、子どもたちの学びの場である学校、社会性を涵養する場となる地域の三者連携と協力のもとに、子どもに向き合いかわりをもつて教育活動を進めることが重要であります。

各学校では、学校経営方針において、児童・生徒を支える姿として、望まれる学校像、教師像、保護者像を掲げ、それぞれの役割を果たし、学校と家庭の相互理解が深まるよう取り組んでまいります。

また、地域の子どもは地域全体で育てるといふ思いを達成するため、地域力を生かした学校支援や、学校と地域の協働体制づくりに努めてまいります。

4 高等学校教育に対する支援

北海道中川商業高等学校が平成24年度をもって閉校となることに伴い、本町の中学校を卒業する生徒に対し、高校教育の機会の均等と地域社会に有為な人材の育成を図る観点から、北海道の支援策の充実と継続を要望し、町独自の

支援を講じてまいる考えであります。

中川商業高等学校の最後の卒業生となる3年生には、中川商業高等学校教育振興対策協議会と連携し、良い教育環境が保てるように、支援を継続してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、中川町第5次総合計画及び第8期中川町社会教育中期計画に基づき、「心の豊かさとうるおいを実感し、楽しみと活力にあふれる地域づくりをめざす」ことを目標として各分野の事業を推進してまいります。

1 青少年の健全育成・家庭教育の推進

近年、全国的に家庭や地域の教育力の低下が叫ばれ、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを進めることが求められています。

学校、家庭及び地域が一体となつて課題を探り、その改善に向けて協働し、前向きに対処し、健全を図つてまいります。

2 成人・高齢者教育の推進

地域の成人・高齢者は、自らが団体・サークル活動や講座などの学習機会を通し自己

啓発を図っております。

その学習成果は、自らが地域講師となつて地域及び地域の子どもたちに還元されており、地域還元型生涯学習体制の構築をひとつの目標とした中川ふるさと学習プロジェクトの成果であるといえます。

今後、より一層関係団体との連携・協働に努め、「ひとりづくり・生きがいづくり」のための学習機会の充実を図り、学習成果が地域に還元される生涯学習社会を目指し、活力ある「地域づくり」へと繋げてまいります。

3 文化活動の推進

地域文化に触れ自ら行動し、学んだことを地域に還元する活動に発展させていくことが地域文化の発展、さらに地域づくりの気運の高まりや町の活性化につながると考えております。

住民が身近に文化芸術に触れる機会として、巡回小劇場、斎藤茂吉記念短歌フェスティバル、短歌教室などの開催や、各種団体・サークルの自己研鑽のための研修会・講習会を

支援してまいります。

また、町民文化祭など文化芸術団体の発表の場となる行事や各種団体・サークル活動への支援を行い、芸術・文化活動の振興に努めてまいります。

4 社会体育の推進

健康で文化的な生活を営む上で、スポーツ・レクリエーション活動は重要な役割を果たし、地域社会の活性化や豊かな人間関係を築く有効な手段となります。

総合型地域スポーツクラブ「ながわスポーツくらぶ」の活動である子どもたちの体力向上と望ましい生活習慣を身につけるための「キッズプログラム」や、住民課保健事業と連携した「健康づくり教室」、「元氣アップスクール」、各種指導者養成講習会を支援してまいります。

また、総合型地域スポーツクラブの活動である、住民の健康維持・増進や体力づくり、コミュニケーションを育む場の提供などでありますが、引き続き連携を深め、健康で豊

かなライフスタイルと生涯に
わたりスポーツに親しむ環境
づくりに努めてまいります。

5 エコミュージアムセンター

本年、開館10周年になるエ
コミュージアムセンターは、
なかがわ地域まるごと博物館
の理念のもと、地域の自然、
歴史、風土を地域財産として
とらえ、地域資源として学術
的・教育的に蓄積してまいり
ました。また、地域協力隊
「エコール咲く」を中心とし
た住民の方々に支えられてき
た歴史がございます。この10
年の歩みを振り返り、新たな
10年を踏み出すため、特別展
「エコミュージアムセンター
10年のあゆみ」を開催いたし
たいと考えております。

地域資源の一つとなります
昨年度のオフィチャシ跡調査
は、中川に新たな歴史ロマン
をもたらししてくれました。学
術的には、まだ研究中であり、
専門家の判断を待たなければ
なりません。今後も関係機
関と連携して調査を進め、町
内におけるアイヌ文化のサテ
ライトとして、歴史の伝承に

努めてまいります。

昨年度、北見市の守谷俊一
氏から寄贈いただいた、斎藤
茂吉の直筆短冊、守谷富太郎
の医療器具をより良い状態で
展示・収蔵するために、今年
度は、専用のスペースを設置
し、平成25年度に20回目の節
目を迎える短歌フェスティバ
ルにあわせて一般公開するよ
う進めてまいります。

センターの運営につきまし
ては、施設管理、地域づくり
支援などに新たな地域人材を
求め、センターの充実を図り、
中川エコミュージアム構想の
中枢施設としての役割と、博
物館学・社会教育の見地から
「ひとづくり・地域づくり」
を果たす事業を推進してまい
ります。

以上、平成24年度教育行政
執行方針といたします。

町議会議員各位、町民の皆
様の、より一層のご理解とご
協力を心からお願い申し上げ
ます。

新潮社文庫20世紀の100冊セ
ット (みだれ髪)

与謝野晶子

同 (トニオ・クレーゲル ヴェ
ニスに死す)

トーマス・マン

同 (桜の園、三人姉妹)

アントン・チェーホフ

同 (吾輩は猫である)

夏目漱石

同 (車輪の下)

ヘルマン・ヘッセ

げんきえほん (全6巻)

いもとようこ

ペネロペしかけえほん
(全10巻)

アン・グッドマン
ゲオルグ・ハレンスレーベン

ちいさなしかけえほん
(全4巻)

かどのえいこ、おおしまたえこ

たまごのほん (全4巻)

寺村輝夫、和歌山静子

うたってあそぼうえかきうた
(全3巻)

たけいしろう、かいちとおる

しつけ絵本シリーズ(全10巻)

本間正樹

総合百科事典ポプラディア
新訂版 (全12巻)

ポプラディア情報館
(全14セット43巻)

ニューワイド学研の図鑑
(全4セット6巻)

時代別 新・日本の歴史
(全13巻)

まちの文芸

〔短歌〕

食卓の菜の花日増しに色を差し大寒の気も少しやわらぐ

結氷の大河の上を音もなく高く低くとつがいの尾白鷺

とりどりの夢を乗せてか熱気球火の国の空を広がり昇る

時として胸の熾火おきびに手をかざし凍てつく夜の明けゆくを待つ

もうこれで終りにしようと思ひつつ来月の題を聞くおかしさよ

雪原に動かぬ木々の梢より熱兆すがに色の立ちくる

滑るなよすべるなよとて手を握り横断歩道へあせりの熱気

毎日を寒さに耐えて待つ春よ南風吹く柳芽をふく

雪雲のそだけぽっかり青い空飛行機雲の白く尾を引く

〔俳句〕

夜汽車待つホームの人の息白く

山脈の遠き輝やき樹氷咲く

鎌田 陽子

河野 廣

小林 淑子

佐竹 敏章

古市 和子

山内 智子

山内ミツエ

山田 昇

吉田 ケイ

河野 廣

古市 和子

日頃のできごとや風景・季節に感じたこと
と思ったことを短歌で一首または、俳句で
一句詠んでみませんか。

短歌や俳句に興味をお持ちの方がいらつ
しゃいましたら、お気軽にご参加ください。

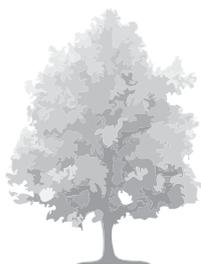
短歌同好会 俳句紫苑会

連絡先(どちらも)古市和子さん

☎7・2850

●月刊会報「まほろば」をご希望の方は、
年会費500円の購読会員制をご利用
ください。

お申し込みは、事務局(古市和子さん
☎7・2850)へお願いいたします。



後期高齢者医療制度の 保険料率が変わります

項 目	料 率 な ど	
	平成22・23年度	平成24・25年度
均 等 割 (被保険者が等しく負担)	年額 38,602円	年額 44,694円 (6,092円増)
所 得 割 (被保険者の所得に応じて負担)	8.98%	9.94% (0.96ポイント増)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	50万円	55万円 (5万円増)

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっております。
平成24・25年度の保険料率は、左のとおりです。

保険料の計算方法(平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 44,694円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円) × 9.94%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
------------------------------------	---	--	---	-------------------------------

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減

次の①～③に当てはまる方は、保険料が軽減されます（軽減の内容は、平成23年度までと変わリません）。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が下の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度の負担額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割	4,400円
33万円	8.5割	6,700円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割	22,300円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割	35,700円

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、5割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

●単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度の年間保険料額
80万円	9割	-	4,400円
153万円	8.5割	-	6,700円
168万円	8.5割	5割	14,100円
180万円	2割	5割	49,100円
211万円	-	5割	73,500円
250万円	-	-	141,100円

年間保険料額の例

●夫婦2人世帯(ともに被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度の年間保険料額
80万円	夫	9割	-	4,400円
	妻	9割	-	4,400円
153万円	夫	8.5割	-	6,700円
	妻	8.5割	-	6,700円
168万円	夫	8.5割	5割	14,100円
	妻	8.5割	-	6,700円
180万円	夫	5割	5割	35,700円
	妻	5割	-	22,300円
211万円	夫	2割	5割	64,500円
	妻	2割	-	35,700円
250万円	夫	-	-	141,100円
	妻	-	-	44,600円

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
中川町役場住民課住民サービス室 ☎7-2814

保健だより

【今月のテーマ】

平成24年度の各種健診・検診

◆40歳・60歳になる方へ

ワンコインがん検診が
始まります

40歳はがんにかかる人の割合が増え始め、60歳はその割合が最も高くなる年齢です。平成24年度に40歳・60歳になる方は、町で実施する胃・肺・大腸がん検診セット（通常2300円）を500円で受診できます。

◆40～74歳の方は

特定健診・特定保健指導
を受けましょう

平成24年度は、特定健診が始まって5年目の節目の年です。中川町国保加入者の特定健診は、7月（旭川厚生病院が実施）と10月（旭川対がん協会が実施）に行います。年に一度の特定健診です。忘れずに受診をお願いします。また、病氣治療中の方も特定健診の対象です。

それぞれの健診などの対象年齢の方には、5月に「各種健診・検診調査票（申込書）」をお送りします。

健診・検診名	対象者 (平成25年3月31日現在年齢)	場所	日程
特定健診	40～74歳 中川町国民健康保険加入者	佐久地区公民館	7月23日(月)
		保健センター	7月24日(火)～27日(金) 10月29日(月)
		中川町立診療所	7月～翌年3月
	その他の医療保険の方	医療保険者からの健診案内をご確認ください	
健診	・20～39歳の中川町国保加入者、その他の医療保険の被扶養者 ・75歳以上	佐久地区公民館	7月23日(月)
		保健センター	7月24日(火)～27日(金) 10月29日(月)
胃・肺・大腸がん検診	35歳以上	佐久地区公民館	7月23日(月)
		保健センター	7月24日(火)～27日(金) 10月29日(月)
前立腺がん検診	40歳以上の男性	佐久地区公民館	7月23日(月)
		保健センター	7月24日(火)～27日(金) 10月29日(月)
子宮がん検診	20歳以上の女性	保健センター	8月2日(木)
乳がん検診	30歳以上の女性	保健センター	8月2日(木) 11月13日(火)
エックス線検査	10歳以上 (5歳刻みの節目年齢の方)	佐久地区公民館	7月23日(月)
		保健センター	7月24日(火)～27日(金) 10月29日(月)
結核検診	65歳以上	保健センター 各地区会館	7月23日(月)～25日(水)
喉頭がん検診 耳鼻咽喉科健診	—	保健センター	8月20日(月)

平成24年度の町の食育活動

平成24年度は、第2期中川町食育推進計画（5カ年計画）の2年目にあたります。平成23年度に実施したアンケート結果から、中川町では子どもも大人も野菜の摂取量が少ないことがわかりました（詳しいことは、広報なかがわ3月号と広報なかがわお知らせ版2月24日号をご覧ください）。

平成24年度は、健康な身体づくりや生活習慣病の予防・改善に有効とされる野菜への関心や摂取量の増加に重点をおいた活動を行います。

1日に食べたい野菜の量はこれくらい

大人（350グラム以上）
中学生（300グラム以上）
小学生（250グラム以上）

トマト 1/2個
にんじん 1/2本
もやし 1/2パック
ほうれん草 3株
キャベツ 葉1枚

食や栄養に関することで気になることがありましたら お気軽に声をかけてください

■栄養相談（ご希望の方は、事前に連絡をお願いします）

対象	内容	日程
妊婦	妊娠週数と健康状況に合わせた適切な食の相談	毎週火曜日 午後1時～4時 (ほかの日程をご希望の方は、ご相談をお願いします)
乳幼児	月齢・年齢に合わせた、健やかに成長するための食の相談	
一般	バランス食を基本に、個々の生活に合わせた食の相談 (メタボリックシンドロームの予防・改善) 生活習慣病治療中の方に対する食事相談 (糖尿病、脂質異常症(高コレステロール血症)、高血圧、腎臓病など)	

食事は、私たちの身体や心をつくる大切な営みです。食をめぐる環境の変化に伴い、肥満や生活習慣病が年々増加しています。生涯にわたって健康で豊かな生活を送るため、中川町では個人に合わせた栄養支援を行います。

■訪問相談

自宅で食事や栄養の相談をします。

■栄養講話

事業所や町内会などの各種団体への講話や相談をします。
(実施希望日の約1ヶ月前までに連絡をお願いします)

■料理教室

初心者でも楽しく始められる教室を実施します。
(日時は、広報なかがわお知らせ版などでお知らせします)



問い合わせ先 しあわせ 住民課幸福推進室 栄養士 ☎7-2813

<p>転居 (町内の引っ越し)</p>	<p>おしらせ君、GE-ONUなどの機器はすべて置いたままにしてください。転居先のおしらせ君で電話番号の変更などを行います。 持ち家でその後入居予定がないときは、おしらせ君、GE-ONUを一旦取り外します。</p>
<p>転出 (町外への引っ越し)</p>	<p>おしらせ君、GE-ONUなどの機器はすべて置いたままにしてください。持ち家でその後入居予定がないときは、おしらせ君、GE-ONUを一旦取り外します。</p>
<p>家屋などの取り壊し</p>	<p>光ケーブルの取り外しなどをしますので、事前に連絡をお願いします。</p>



3月から4月は引っ越しの季節です。町内での転居、町外への転出など、引っ越しをするときには「おしらせ君」の手続きが必要です。戸籍や水道料の手続きで役場にお越しになったときに、おしらせ君の手続きのこともご相談をお願いします。

問い合わせ先 総務課企画財政室 ☎7-2819

子育て通信

転入されてきた方・お仕事を始める方へ
幼児センター入所案内

幼児センターでは平成24年度の入所を随時受け付けています。

◆保育料
平成23年の所得から算定します。

◆申請書類
・入所申込書
・同意書（保育料算定のため）
・長時間保育を希望の場合は、保護者の雇用証明書または就労証明書（申請書類は、住民課幸福推進室・幼児センターにあります）
*産前産後、病気などについては、証明となる書類などの提出が必要です。

◆その他
入所申込前の保育見学ができます。また、申込後にお子さんの生活状況などの聞き取りをさせていただきます。

区分	短時間保育	長時間保育
保育時間	午前8時30分～午後1時10分(月～金) *預かり保育あります *夏、冬、春休みあります	午前8時～午後4時(月～土) *前後に時間外保育あります
利用年齢	平成18年4月2日 ～平成21年4月1日生まれまで	概ね5ヶ月～就学前まで
入所基準	中川町に住所のある方	保護者や同居の親族が ①日中、仕事をしている ②産前2ヶ月、産後3ヶ月以内 ③病気、けが、障がいをもっている ④同居の親族を常時介護している ⑤家族が災害を受け、復旧にあたっている *求職や就学中などの場合はご相談ください
給食	全年齢、完全給食です	

申請・問い合わせ先 住民課幸福推進室 ☎7-2813
幼児センター ☎7-2118

こくほ ご存じですか?

国保保険証を更新します

中川町の国民健康保険被保険者証（保険証）は、毎年4月に一斉更新します。

■保険証の更新・交付の方法

新しい保険証は、国保の世帯主宛に簡易書留郵便で送付します。

郵送する時期

4月23日(月)～25日(水)

この期間に旅行などで長期不在となる方や、5月1日から職場の健康保険などに加入する予定で保険証を更新する必要がない方は、役場へご連絡ください。

ただし、国保税の滞納がある世帯の方へは郵送はせず、納税相談の上交付することになります(別途通知します)。

■新しい保険証が届いたら

住所や氏名など保険証の記載内容に誤りがないか確認をお願いします。誤りや異動があった場合は、役場へご連絡ください。

なお、就学などのため転出されている方の住所は、世帯主の住所が表示されています。

■保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成25年4月30日です。

ただし、75歳となり後期高齢者医療制度に移行する方の有効期限は誕生日の前日まで、退職者医療制度の方で65歳となる方の有効期限は、誕生月の末日(誕生日が各月1日の場合は、その前月の末日)までとなっています。

■古い保険証の取り扱い

郵送された新しい保険証は、その日から使うことができますので、古い保険証(有効期限が平成24年4月30日のものは、はさみで切るなどして確実に廃棄するか、役場へ返却してください)。

【問い合わせ先】

住民課住民サービス室

☎7・2814

「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では、国民年金や厚生年金に加入している方に保険料の納付実績や年金見込み額などを記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しています。

ご自身の加入記録の確認にご活用ください。

【問い合わせ先】

ねんきん定期便専用ダイヤル

☎0570・058・555

IP電話やPHSからは

☎03・6700・1144

月曜日から金曜日の

午前9時～午後8時

毎月第二土曜日の

午前9時～午後5時

通知する内容	35歳、45歳、58歳の方	それ以外の方
①年金加入記録	○	○
②年金見込み額 ・50歳未満の方には加入実績に応じた額 ・50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込み額	○	○
③保険料の納付額	○	○
④年金加入履歴	○	—
⑤厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額、賞与額、保険料納付額	○	○ 直近1年分
⑥国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況	○	○ 直近1年分

駐在所から



振り込め詐欺の被害を防ぎましょう

「携帯電話の番号が変わった」「98万円振り込んで」「溶連菌にかかって声が変わった」「信販会社に電話して」といった電話やメールが来たら、詐欺の可能性を疑いましょう。不審な電話がかかってきたり、身に覚えのないメールなどが送られてきたら、すぐに警察や家族に相談しましょう。

春の全国交通安全運動が始まります

4月6日から15日にかけて「春の全国交通安全運動」が行われます。実施の重点を確認して、交通安全の向上に取り組みましょう。

【実施の重点】

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・すべての座席でシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・スピードの出し過ぎ防止



【問い合わせ先】

美深警察署 ☎2・11110
中川駐在所 ☎7・2019
佐久駐在所 ☎8・5071
警察相談電話 ☎#9110

まちのご長寿さん



米寿おめでとうございます



井田省吉さん (88歳)



竹中静江さん (88歳)



齊藤敏子さん (88歳)

中川消防支署から

春の全道火災予防運動が始まります

空気が乾燥し、強風が発生しやすい時期に火災を未然に防止するため、4月20日から30日まで春の全道火災予防運動が実施されます。

今年「消したはず 決めつけないで もう一度」を統一標語として、中川消防支署では消防車による広報活動や、防火対象物の立入検査などを通じて火災発生を防止を呼びかけていきます。町民の皆さんには、次の事項に注意していただきたいと思ひますのでご理解とご協力をよろしくお願ひします。



火の元の確認を!!

- ・ガスコンロから離れるときは、火を消したことを確認しましょう。
 - ・ストーブ周辺に洗濯物などの燃えやすい物が無いことを確認しましょう。
 - ・寝タバコは絶対せず、タバコの火が確実に消えたことを確認しましょう。
 - ・屋外で火を使ったときは、最後まで火が消えたことを確認しましょう。
- ※屋外で火災と紛らわしい煙が発生させるときには、必ず消防支署に電話などで連絡をお願いします。

防火水槽除雪のお礼

防火水槽周辺は、災害時に消防車両が接近できるような常に除雪をする必要があります。消防職員が除雪作業を行ってありますが、今年も町民の方々のご厚意により、防火水槽周辺をきれいに除雪していただいている箇所がありました。今年は雪が多く、苦勞するなかで、防火水槽周辺の除雪をしていただきましたことに、この場をお借りして職員一同深く感謝申し上げます。

火災・救急出動件数
平成24年2月29日現在

火災出動	1件
救急出動	8件

住宅用火災警報器を設置していない方は

お早めに設置をお願いします。

中川消防支署へのご相談、お問い合わせは ☎ 7・2119番まで

議会・各種委員会の開催状況

- 2月21日 ● 議会運営委員会
- 議会全員協議会
- 2月27日 ● 国民健康保険運営協議会
- 食育推進連携委員会
- 2月28日 ● 教育委員会議

- 3月2日 ● 選挙管理委員会
- 議会全員協議会
- 3月6日 ● 議会運営委員会
- 食育推進会議

ありがとうございます
どうもです

社会福祉協議会、一心苑に寄付
・父（清様）死去に際して
中頓別町 小川 誠一様
・母（ミヨノ様）死去に際して
長屋 一昭様
・社会福祉推進のために
匿名（2名）様

社会福祉協議会、一心苑に寄贈
季節のものを含めて次の方々
より「志」

佐藤 千春 様
丸山みちよ 様
松岡 榮子 様
豊里婦人部 様
匿名（3名） 様

謹んでお悔やみ
申し上げます

佐久 小川 清様（77歳）
中川 長屋 ミヨノ 様（88歳）
中川 蠣崎 アキ 様（99歳）

ご結婚おめでとう
どうもです

森 垣 晴貴様（中川）
横山 奈緒美様（中川）
加藤 貴幸様（中川）
三浦 杏美様（稚内市）

2月の入札・契約結果

工事・業務名	入札参加業者 (※落札業者)	入札結果		予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	工事などの概要	期 間	備 考
		第1回入札金額(円)	第2回入札金額(円)						
平成22年災 営幹線排水路災害復旧 埋塞土除去工事	※植村技建㈱	2,490,000		2,646,000	2,614,500	98.8%	埋塞土砂除去 640㎡	着手 平成24年 2月16日	入 札
	㈱加藤造園	2,510,000							
	㈱佐藤組	2,570,000						竣工 平成24年 3月19日	
	吉川組	2,600,000							
	天塩川工業㈱	2,620,000							
平成22年災 営2号支線排水路災害 復旧埋塞土除去工事	※㈱佐藤組	2,700,000		2,877,000	2,835,000	98.5%	埋塞土砂除去 720㎡	着手 平成24年 2月16日	入 札
	植村技建㈱	2,760,000							
	吉川組	2,780,000						竣工 平成24年 3月19日	
	天塩川工業㈱	2,840,000							
	㈱加藤造園	2,860,000							
平成23年度 営32線本線用地 境界標埋設委託業務	※エヌユーコンサルタント㈱	3,120,000		3,381,000	3,276,000	96.9%	用地境界杭設置 29本	着手 平成24年 2月16日	入 札
	かたやま測量㈱	3,150,000							
	㈱三洋コンサルタント	3,170,000						完了 平成24年 3月23日	
平成23年度 国府18線本線用地 境界標埋設委託業務	※かたやま測量㈱	3,000,000		3,276,000	3,150,000	96.2%	用地境界杭設置 21本	着手 平成24年 2月16日	入 札
	㈱三洋コンサルタント	3,040,000							
	エヌユーコンサルタント㈱	3,050,000						完了 平成24年 3月23日	
平成23年度 MCWEL後期高齢 システム改修委託業務	※㈱HDC	830,000		934,500	871,500	93.3%	住民基本台帳法 改正対応システム改修	着手 平成24年 2月22日	随意契約
平成23年度 基幹水利施設管理事業 営平地区整備補修工事	※㈱電業社機械製作所	830,000		879,900	871,500	99.0%	低圧受電盤 分解整備一式	着手 平成23年11月17日	入 札
	新栄クリエイト㈱	900,000							
平成23年度 子ども手当システム 改修委託業務	※㈱HDC	1,600,000		1,837,500	1,680,000	91.4%	子ども手当(特別措置法) に係るシステム改修	納入期限 平成24年 3月30日	随意契約

問い合わせ先 総務課企画財政室 ☎7-2819

自衛官などを募集します

受験種目	一般・技術 幹部候補生	予備自衛官補 (一般)	予備自衛官補 (技能)
応募資格	20歳以上28歳未満 (平成25年4月1日現在) ※学士などの取得状況によ って異なります	18歳以上34歳未満 (平成24年7月1日現在)	18歳以上55歳未満 (平成24年7月1日現在) ※保有する国家資格などに よって異なります
受付期限	4月27日 必着	4月4日 必着	
試験日	5月12・13日 (13日は飛行要員のみ)	4月13～16日のうち指定する1日	

【問い合わせ先】 自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所 ☎01654-2-3921

国税専門官採用試験の
受付が始まります

◆受験資格

・昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの方

・平成3年4月2日以降に生まれた方で、大卒者または平成25年3月までに卒業見込みの方、人事院が大卒者と同等の資格があると認められた方

◆受付期間

4月2日午前9時～4月12日(受信有効)

原則として、インターネット申し込み(<http://www.jinjit-shiken.go.jp/juken.html>)をご利用ください。4月12日までに申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。

インターネット申し込みができない場合は、受験申込書を郵送または持参してください。郵送または持参の受付期間は、4月2日～4月3日です。(4月3日までの通信日付印有効です。持参の場合の受付時間は、午前9時～午後5時です。)

◆試験日
第1次試験 6月10日
第2次試験 7月17日～7

月24日のうち、指定する日

◆試験地

札幌市

【問い合わせ先】

インターネット申し込みについて
人事院人材局試験課

☎03-3581-5311
(内線2331)

平日の午前9時30分～

午後5時

インターネット申し込み以外のことについて
札幌国税局人事第2課

人事専門官(採用担当)
☎011-231-5011
(内線2315)

平日の午前9時～午後5時

労働基準監督官採用
試験の受付が始まります

◆受験資格

・昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの方

・平成3年4月2日以降に生まれた方で、大卒者または平成25年3月までに卒業見込みの方、人事院が大卒者と同等の資格があると認められた方

◆受付期間

4月2日午前9時～4月12

日(受信有効)

原則として、インターネット申し込みをご利用ください。インターネット申し込みができない場合は、受験申込書を郵送または持参してください。郵送または持参の受付期間は、4月2日～4月3日です。

◆試験日

第1次試験 6月10日

第2次試験 7月18・19日

【問い合わせ先】

名寄労働基準監督署監督課
☎01654-2-3186

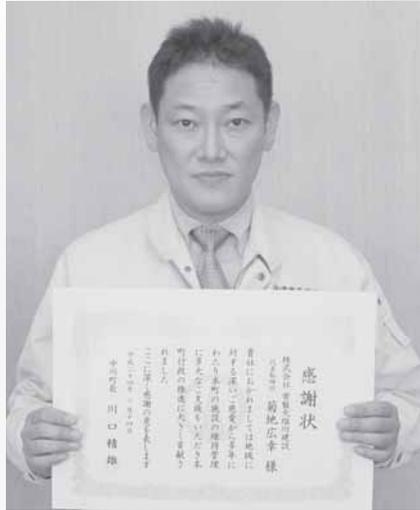
協会けんぽの保険料率が変わります

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)から10.12%(現行9.60%)に変わります。

厳しい経済状況ではありますが、医療・健康・生活を支えるため、何とぞご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

全国健康保険協会北海道支部 ☎011-726-0352

☆ふるさと今月のキラリ☆



企業の地域貢献活動に感謝状

公共施設の維持管理に支援をくださったことに対して株式会社常盤天塩川建設に、幹線排水路の維持管理にご支援をくださったことに対して丸ティ田中建設株式会社に、それぞれ感謝状が贈られました。

発行 中川町 編集 総務課総務町政室 印刷 国 境

町の人口

(2月29日現在)

人 口	1,825人 (-1)
男	902人 (±0)
女	923人 (-1)
世 帯 数	892戸 (-5)

()は前月末との差を示します。

なかがわの情景

幼児センターへひな人形の撮影に行ったときのこと。女の子に撮影協力のお願いをすると、「男の子も後で一緒に写ろう!」と元気な声。そこで撮影したのが右の写真。写真の中心にと考えていた七段飾り総勢15人のひな人形は、子どもたちの陰でひっそりとみんなの成長を見守っています。

